

院内感染対策

1 院内感染防止体制

1) 院内感染防止のための組織・体制

病院全体が組織的に感染防止対策に取り組む

病院管理者が積極的に感染対策部門や感染管理担当者を支援

1 院内感染防止体制

1) 院内感染防止のための組織・体制

院内感染の発生を抑止し、感染者の発生後においても感染拡大を制御するためには、病院全体が組織的に感染防止対策に取り組むことが必要とされます。

また、感染防止対策の実効性を高めるには、病院管理者が積極的に感染対策部門や感染管理担当者を支援し、一体となって対策に取り組むことが重要です。

2) 院内感染対策マニュアルの整備・実践

院内感染対策マニュアル

感染防止対策の基本となる事項が記載されているか再度確認

マニュアル内容は定期的に見直す

実際に役立てられているか確認



2) 院内感染対策マニュアルの整備・実践

院内感染対策マニュアルは、それぞれの施設の実情に合ったものを備える必要がありますが、感染防止対策の基本となる事項が記載されているか再度確認しましょう。

マニュアルの内容は定期的に見直し、最新の知見に基づいた内容としておく必要があります。

また、マニュアルが実際に役立てられているか確認を行うことも必要です。

3) 感染症情報の把握・連絡体制

発生・検出情報が感染対策部門、関係部署に速やかに報告される体制の整備

各部門において十分かつ迅速な情報共有

夜間・休日における責任者への連絡方法を具体的に確認

届出疾患について、それぞれ決められた期間内に保健所への届出
(患者(有症状)か保菌者を含めるのか、疑似症患者の取扱い等)
※届出対象疾患でなくとも感染防止対策の実施は必要

3) 感染症情報の把握・連絡体制

病院内における感染症の発生・病原体検出状況の把握は、日常的に実施されることが重要です。初動時から迅速・的確な対応をとれるよう、発生・検出情報が感染対策部門をはじめ関係部署に速やかに報告される体制の整備が求められます。各診療部門と感染対策部門において十分な情報共有が行われることも重要です。

感染症発生情報・病原体検出情報は、主治医や病棟等の看護部門及び感染対策部門・ICT(感染対策チーム)に速やかに報告され、必要な部署で情報が共有されることが重要です。

夜間・休日においては重大情報が迅速かつ確実に、病院管理者を含む責任者に伝達されることが重要です。夜間・休日における責任者への連絡方法は具体的に確認しておきましょう。

感染症法(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)に定められた届出疾患については、それぞれ決められた期間内に保健所への届出を行うことが義務づけられています。

届出対象は患者(有症状)か保菌者を含めるのか、疑似症患者の取扱い等についても確認しておきましょう。なお、届出対象疾患でなくとも感染防止対策の実施は必要です。

4) 抗菌薬の適正使用・耐性情報等の共有

薬剤耐性菌の発生を防止

薬剤感受性試験の結果等の情報を院内で共有

抗菌薬の適切な選択・使用に繋げる

検査部門

感染対策部門

診療部門など

協力し、治療と感染症対策を進めていく

4) 抗菌薬の適正使用・耐性情報等の共有

薬剤耐性菌の発生を防止し、適切な対応を行うためには、薬剤感受性試験の結果等の情報を院内で共有し、抗菌薬の適切な選択・使用に繋げることが重要です。

そのためには、検査部門、感染対策部門、診療部門とが協力して、治療と感染症対策を進めていくことが必要となります。